

A 不燃建築物建築促進助成事業

対象となる建築主	対象となる建築物	助成額
<p>① 個人 ② 中小企業者 ③ 公益社団法人 及び 公益財団法人</p>	<p>① 不燃建築物（右ページ中央「不燃建築物とは」参照） ② 延べ面積40m²以上 ③ 避難路区域は、高さ7m以上^(※1) ④ 避難地区域、防災活動拠点区域は、2階建て以上 ⑤ 防災上有効な建築物であること。 ・1階は三方向以上、2階以上は四方向閉鎖されていること。 ・敷地に対して、建築物の幅が50%以上あること。^(※2) ⑥ 主要生活道路沿道で道路後退のあるものは、後退しなければ助成対象とはなりません（右ページ下「主要生活道路の後退について」参照）。</p>	<p>210万円 +加算あり</p>

（※1）避難路区域の高さ算定には、パラペットは含みません。

（※2）重点不燃化促進区域内は、敷地に対して、建築物の幅が70%以上であること。

B 主要生活道路沿道不燃化推進助成事業

対象となる建築主	対象となる建築物	助成額
<p>① 個人 ② 中小企業者 ③ 公益社団法人 及び 公益財団法人</p>	<p>① 不燃建築物（右ページ中央「不燃建築物とは」参照） ② 延べ面積40m²以上 ③ 2階建て以上 ④ 防災上有効な建築物であること。 ・1階は三方向以上、2階以上は四方向閉鎖されていること。 ・敷地に対して、建築物の幅が50%以上あること。 ⑤ 主要生活道路沿道で道路後退のあるものは、後退しなければ助成対象とはなりません（右ページ下「主要生活道路の後退について」参照）。</p>	<p>150万円 +加算あり</p>

C 都市防災不燃化促進助成事業

対象となる建築主	対象となる建築物	助成額
<p>① 個人 ② 中小企業者 ③ 公益社団法人 及び 公益財団法人</p>	<p>① 耐火建築物かつ不燃建築物 (右ページ中央「不燃建築物とは」参照) ② 延べ面積40m²以上 ③ 高さ7m以上^(※1) ④ 2階建て以上 ⑤ 防災上有効な建築物であること。 ・1階は三方向以上、2階以上は四方向閉鎖されていること。 ・敷地に対して、建築物の幅が50%以上あること。^(※2) ⑥ 主要生活道路沿道で道路後退のあるものは、後退しなければ助成対象とはなりません（右ページ下「主要生活道路の後退について」参照）。</p>	<p>1階から3階までの 床面積により算出 +加算あり</p>

（※1）避難路区域の高さ算定には、パラペットは含みません。

（※2）重点不燃化促進区域内は、敷地に対して、建築物の幅が70%以上であること。

D

都市防災既存建築物除却助成事業

対象となる建築主	対象となる建築物	助成額
① 個人 ② 中小企業者 ③ 公益社団法人 及び 公益財団法人	以下の①または②のいずれかを満たす建築物 ①耐火建築物又は準耐火建築物以外 ②昭和56年5月31日以前に、着工された建築物  <p>除却するだけでも 助成が受けられることも あるんだね！</p>	木造：21,000円／m ² 上限 210万円 かつ工事費内 非木造：30,000円／m ² 上限 600万円 かつ工事費内

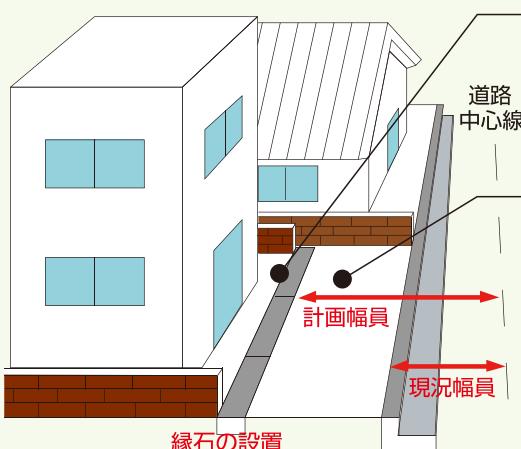
不燃建築物とは



木造でも、耐火構造で
あれば、助成を受けられる
ようになったんだね！

- 耐火構造または、鉄骨系準耐火構造。
- 屋根及び外壁は、耐火構造にする。
- 火気使用室（台所など）及び避難上重要な場所（玄関、廊下及び階段など）の天井、壁は、準不燃材料以上にする。
- ガス設備には、マイコンメーターなどを設置し、ガス漏れ防止の対策を行う。
- 道路に面した開口部は、網入りガラスまたは、合わせガラスにする（ただし、ガラスの落下を有効に防止するベランダ等を設けた場合はこの限りではない）。また複層ガラスとする場合は、これらのガラスを屋外側に設ける。

主要生活道路の後退について



- 後退部分と敷地の関係について
 - ・後退部分と敷地との境界は縁石等で明示すること（ペイント等の簡易なものは不可）
 - ・後退線と建物の間は、10cm以上あけること
- 後退部分について
 - ・後退部分はコンクリート等で仕上げること
 - ・後退部分には築造しないこと
 - ・後退部分は敷地面積に算入すること
 - ・基礎、雨水枡等の地下構造物においても、後退線より突出しないこと
- 提出図面に後退部分の整備方法を断面図で示すこと